

長久手市環境配慮型まちづくりチェックリスト 手続きフロー

チェックリストは、①協力事業者公表制度対象項目 ②アンケート に分かれています。

- **協力事業者公表制度対象項目を満たし、かつ市HPへの掲載を希望する場合**
 → 着工前に、②アンケート（計画段階）を提出し、完了後に①協力事業者対象項目と②アンケート（実績を記入）を提出
- **協力事業者公表制度対象項目を満たさない、または市HPへの掲載を希望しない場合**
 → 着工前に②アンケート（計画段階）を提出し、完了後に②アンケート（実績を記入）を提出

日付	施主		市	（参考）開発協議の流れ
【着工前】				
月 日	環境に配慮した事業の計画	←	環境配慮まちづくり手引書・チェックリストの案内	事前相談 （事業者⇄都市計画課）
月 日	アンケート（計画段階）の提出	→	アンケート（計画段階）の受理【環境課】	開発協議書の受付 （事業者→都市計画課）
月 日		←	開発協議案件で、アンケートが未提出の場合、環境課から事業者へ呼びかけ	開発協議検討会
月 日				結果通知書を通知 （事業者←都市計画課）
月 日				回答書を提出 （事業者→都市計画課）
月 日				協定書の締結 （事業者⇄都市計画課）
【完了後】				
月 日	協力事業者公表制度対象項目※・アンケートの提出 ※公表制度対象項目を提出する場合、基準を満たすことを証明する書類を添付すること	→	協力事業者公表制度対象項目・アンケートの受理【環境課】	・完了届の提出 （事業者→都市計画課）
月 日		←	開発協議案件で、アンケートが未提出の場合、環境課から事業者へ呼びかけ	・完了検査 ・完了検査通知 （事業者←都市計画課）
【協力事業者公表制度該当項目が提出されている場合】				
月 日			・関係部署による証明書類の確認 ・認定の可否の決定	
月 日	協力事業者認定の可否の連絡を受理	←	協力事業者認定の可否の連絡【環境課】	
			認定の場合、ホームページへ掲載	

提出先：長久手市くらし文化部環境課（市HP申請フォーム、メール、郵送、窓口持参、FAX）

TEL0561-56-0612 FAX0561-63-2100 mail:kankyo@nagakute.aichi.jp

この用紙の提出は不要です。